

質問に対する回答について  
工事名) 仙台北部道路 富谷工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>設計図 5 詳細図 6/190～21/190</p> <p>標準設計図集によると油水分離ます（現場打ち）の構造物掘削の規格欄に、のり面設置の場合は人力掘削で平地設置の場合は機械掘削と明記されています。詳細図には、構造物掘削の規格が未記載となっております。現場打と同様にのり面設置の場合は人力掘削で平地設置の場合は機械掘削と考えて宜しいですか。ご教示願います。</p>	<p>貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
2	<p>設計図 5 詳細図 3/190</p> <p>Dc' (G)-0.50-0.50-0.50 (F) 及び Dc' (G)-0.70-0.70-0.70 のグレーチングふたの種別が800×800となっております。夫々500×500 及び 700×700 の誤植ではないですか。ご教示願います。</p>	<p>Dc' (G)-0.50-0.50-0.50 (F) のグレーチングふたの種別は500×500で、Dc' (G)-0.70-0.70-0.70のグレーチングふたの種別は700×700です。交付図書の一部に誤りがありましたので後日訂正いたします。</p>

<p>3</p>	<p>特記仕様書 27-13-1 コンクリートの種別 設計図 3 石積高架橋 4/66 10/66 設計図 2 成田高架橋 5/72</p> <p>特記仕様書によると石積高架橋の場所打杭のコンクリート {Y1-1 (1)} 材齢28日における圧縮強度は40N/mm<sup>2</sup>であるが水中割り増しを乗じた値であるため、設計基準強度は、割り戻した値Y1-1 (1) (30N/mm<sup>2</sup>) と記載されています。</p> <p>石積高架橋の設計図では、杭のコンクリートは<math>\sigma_{ck}=40\text{N/mm}^2</math>と記載されています。</p> <p>特記仕様書の<math>\sigma_{ck}=30\text{N/mm}^2</math>が正ではないですか。ご教示願います。</p> <p>尚、成田高架橋の設計図では、<math>\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2</math>と記載されているので、一般的なY1-1コンクリート（材齢28日強度30N/mm<sup>2</sup>→<math>\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2</math>）と整合していることを申し添えます。</p>	<p>設計図 3石積高架橋 4/66 5/66 10/66 11/66の使用材料 コンクリート 杭の設計基準強度は正しくは<math>\sigma_{ck}=30\text{N/mm}^2</math>となります。交付図書の一部に誤りがありましたので後日訂正いたします。</p>
<p>4</p>	<p>設計図 4 管渠工 158/209</p> <p>ジオテキスタイル補強土壁B数量表で壁面背面排水層の単位が「m」と記載されていますが「m<sup>3</sup>」の誤植ではないですか。ご教示願います。</p>	<p>設計図 4函渠工 158/209 ジオテキスタイル補強土壁B数量表の壁面背面排水層の単位はm<sup>3</sup>です。交付図書の一部に誤りがありましたので後日訂正いたします。</p>
<p>5</p>	<p>設計図 4 管渠工 94/209</p> <p>帯鋼補強土壁A数量表の壁面コンクリートの目地材の種別（材質・寸法等）が不明ですのでご教示願います。</p>	<p>壁面コンクリートの目地材の種別は瀝青質板 t=20mmとなります。交付図書の一部に誤りがありましたので後日訂正いたします。</p>

6	<p>設計図 4 管渠工 191/209</p> <p>めっきかご枠仕様表に上蓋の記載がありません。上蓋は、最上部も含めて不要と考えて宜しいですか。ご教示願います。</p>	<p>設計図 4 函渠工 191/209 めっきかご枠 姿図に記載のとおり、上蓋は不要とお考えください。</p>
7	<p>特記仕様書 27-28-2 工事用道路種別</p> <p>捨土掘削は、工事用道路Hの切土部の土砂（表土含む）を掘削して、運搬するものと記載されています。工事用道路Hは、切土数量より盛土数量が多いので捨土掘削ではなく客土掘削の盛土箇所になるのではないですか。尚、工事用道路E及びJは、盛土数量より切土数量が多いのでこちらが捨土掘削ではないですか。また、その場合の搬出場所は、成田高架橋 P1～P3（特記仕様書記載箇所）で宜しいですか。ご教示願います。</p>	<p>貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
8	<p>特記仕様書 10-1 作業抑制期間</p> <p>表に示す期間は、高速道路上の規制を伴う作業を行ってはならないとあります。路肩固定規制の仮設防護柵に関しては、作業を行わなければ存置しても良いと考えて宜しいですか。ご教示願います。</p>	<p>路肩固定規制の仮設防護柵は、特記仕様書 10-1 作業抑制期間の表に示す期間において、存置して問題ないとお考えください。なお、特記仕様書 10-1 作業抑制期間の表に示す期間は、特記仕様書 27-16 交通規制工における高速道路上の規制を伴う作業を行ってはならない期間とお考えください。</p>
9	<p>特記仕様書 27-16-1 交通規制工の工事内容</p> <p>交通規制工の工事内容は、仮設防護柵の設置、構造物掘削等と記載されています。仮設防護柵の設置は石積高架橋 A1, A2 及び成田高架橋 A1, A2 の 4 回が想定されますが、残りの 24 回については、規制箇所等の記載がありませんのでご教示願います。</p>	<p>交通規制工における交通規制内の工事内容は、仮設防護柵の設置、I 期線と近接した橋台部の構造物掘削における鋼矢板の打込み等とお考えください。</p>